

* 夜間救急診療制度のお知らせ *

主旨

平成9年4月1日より千葉市獣医師会では時間外の診療制度を始める事になりました。

大切なペットたちが、夜間に突然体調を崩してお困りになった事はありませんか？ こんな時に少しでもお役に立てるよう、ペットたちの為に夜間救急の初期診療を目的として、この制度をスタートいたしました。

内容

- 診療時間は**午後8時～午後11時**です。
- 千葉市獣医師会所属の動物病院で当番制により診療にあたります。
- この制度は、あくまで応急的な初期診療を目的としていますので、慢性疾患等の診療に関しては、現在かかりつけの動物病院の方へご連絡下さい。
- 診療費のほかに、時間外料金4,000円が別途必要です。
- 電話相談は有料ですので、後日相談料金を申し受けます。
- 診療は、原則として12月30日～1月3日を除き、日曜・祝日でも行います。
(但し、獣医師会の全体行事がある時は診療を休む場合もあります)
- 犬・猫以外(小鳥、うさぎ、ハムスター等のペット)に関しては診療をお断りする場合もあります。
- 午後11時以後は、制度終了後の診療となりますので深夜料金が別途必要となります。

システム

- まず電話をして下さい。番号は→  **0120-89-5199**
- テープにより、当番の動物病院名と電話番号をお知らせします。
- テープメッセージの内容をよくご確認の上、当番の動物病院へ電話をして下さい。
- 必ず受診前に電話をして下さい。(電話無しで直接動物病院へ行った場合、診療が受けられない場合もあります)
- 当番の動物病院と連絡がついたら、必ず診療時間内に治療を受けて下さい。

注意

- 当番の動物病院への電話は、簡潔かつ手短にお願い致します。
- 夜間ですので、当番の動物病院の近隣にも迷惑のないようお願い致します。

このパンフレットの内容は予告なく変更する事がありますのでご了承下さい。

(04/04)